

一般社団法人日本ペインクリニック学会規則

第一章 役員選出規則

第1条 当法人に次の役員を置く。

代表理事	1名
前々会長	1名
前会長	1名
会長	1名
副会長	1名
次期副会長	1名
理事	若干名
監事	2名
事務局長	1名
評議員	若干名

第2条 役員は、次の規定により選出される。

- (1) 代表理事は、理事の互選により選出される。
- (2) 代表理事に事故がある時は、代表理事代行を理事会で決定する。
- (3) 事務局長に事故がある時は、事務局長代行をおく。
- (4) 会長は、別に定める学会長選出細則により選出される。
- (5) 理事は、地区選出理事、事務局長、役職指定理事（前々会長、前会長、会長、副会長）、及び特任理事とし、別に定める細則により選出し、代表理事が委嘱する。
- (6) 事務局長は、原則として日本ペインクリニック学会の評議員を5年以上継続し、日本ペインクリニック学会の各種委員会の委員長を務めた評議員の中から理事会が選出し、代表理事が委嘱する。
- (7) 各種委員会委員長は、理事の中から選出し、代表理事が委嘱する。
- (8) 評議員は、正会員の中から別に定める細則により選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- (9) 監事は、理事及びその経験者の中から理事会で推薦し、評議員会の議を経て総会の承認を受ける。

第二章 役員職務・任期規則

第3条 代表理事は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事は、日本ペインクリニック学会を代表し、会務を総理する。
- (2) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

第4条 会長は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、学術集会を主催する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第5条 事務局長は、事務局の業務を統括する。

第6条 評議員は、会の重要事項を審議する。

第7条 監事は、会務及び会計を監査する。

第8条 役員の任期は次のごとく定める。

- (1) 理事、各種委員会委員長の任期は2年とし、引き続き再任を妨げない。理事が次期副会長に選出された場合、当該理事の任期中に補充は行わないものとする。
- (2) 会長、副会長及び次期副会長の任期は大会終了の翌日から次期大会終了日までとする。
- (3) 評議員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年齢の上限を65歳とする。
- (4) 事務局長の任期は就任後4年内の最終の事業年度に関する定時評議員会終結の時までとする。

第三章 会議規則

第9条 会議は次のとおりとする。

- (1) 総会は毎年1回代表理事が招集する。
- (2) 評議員会は評議員をもって構成し、代表理事がこれを招集し、議長となる。名誉会員及び功労会員は、評議員会に出席して意見を述べることができるが、議決権はない。
- (3) 理事会は地区選出理事、事務局長、役職指定理事及び監事をもって構成し、代表理事がこれを招集し、議長となる。ただし、代表理事が必要と認めた者は出席できる。
- (4) 会員総会を除く会の議事はすべて出席者の半数以上であって、議決権の過半数をもって議決する。

第10条 発表は、発表者及び共同演者を含め本会の会員に限る。ただし、会長の承認を得た者は、会員以外でも講演を行うことができる。

第四章 会費・会誌規則

第11条 年会費は、前納制で次のように定める。

- (1) 会費(年額) 正会員 10,000円

70歳以上で正会員歴15年以上の会員は年会費を免除する。会費免除を希望するには、会費免除申請書を事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

名誉会員	免	除
功労会員	免	除
賛助会員	10,000円以上	

賛助会員は定款第9条5項に基づき承認された個人又は団体を指す。

- (2) 2年以上滞納した者は会員の資格を喪失する。
- (3) 名誉会員、功労会員をぬき一度納めた会費は返納しない。

第12条 会誌は、学会誌並びに毎年1回発行する大会号及び年報とする。

第五章 退会規則

第13条 会員の退会は、一般社団法人日本ペインクリニック学会定款第12条に従い、規定の書式に必要事項を記入のうえ、事務所に提出をする。

第六章 本規則の改廃

第14条 本規則の改廃は、評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 本規則は、2009年7月19日より施行する。

1984年7月29日制定 1987年7月26日改正 1993年7月23日改正 1996年7月18日改正 1998年7月24日改正
1999年7月17日改正 2000年7月14日改正 2001年7月13日改正 2002年7月20日改正 2003年7月24日改正
2004年12月1日暫定 2005年7月30日改正 2006年7月15日改正 2007年7月8日改正 2008年7月21日改正
2009年7月19日改正